

## 參考資料



## 1 各項目の評価目標（再掲）

### 1 社会参加・生活支援・介護予防の推進

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
足腰に痛みのある高齢者の人数（人口千人当たり、65歳以上）	218.2人	216人	—
生活支援コーディネーター資質向上に向けた研修等受講者数（累計:2016 (H28)～）	681人	950人	1,050人
住民主体の通いの場への参加率	6.4% (2021 (R3) 年度)	9%	9%以上
自立支援型地域ケア会議の開催回数	337回	420回	420回以上
短期集中予防サービス実施市町村数（訪問型又は通所型）	24市町村	—	全市町村
地域包括支援センター現任職員研修受講者数（累計:2015 (H27)～）	564人	750人	800人

### 2 認知症施策の推進

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症サポーター養成数（累計）	162,306人	200,000人	200,000人以上
住民主体の通いの場への参加率	6.4% (2021 (R3) 年度)	9%	9%以上
認知症サポート医の養成数（累計）	91人	118人	118人以上
チームオレンジの整備	6市町	全市町村	全市町村

### 3 在宅医療と介護の連携推進

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	9,009件/月 (2020 (R2) 年度)	—	10,546件/月
訪問歯科診療件数 (月平均)	961件	1,250件	1,350件

### 4 介護サービス等の確保

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
年間の「やまがた省エネ健康住宅」 の新築戸数	128戸/年	200戸/年	232戸/年

### 5 人材の確保と生産性向上

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護職員数	20,856人	—	21,394人
福祉人材センターの紹介状を通し た就職件数 (累計:2019 (R1) ~)	301件	—	600件
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	9,009件/月 (2020 (R2) 年度)	—	10,546件/月
在宅療養支援歯科診療所の数	97か所	98か所	99か所

## 7 持続可能な介護保険制度の運営

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
業務分析データの活用等による特徴と課題の把握及び認定調査結果の事後点検の実施保険者数	29保険者	35保険者	35保険者
ケアプラン点検の実施保険者数 訪問調査等による点検	30保険者	35保険者	35保険者
住宅改修の点検の実施保険者数 ○ 書面による点検及び現地確認	24保険者	35保険者	35保険者
福祉用具購入・貸与調査の実施保険者数 ○ 訪問調査等の実施	17保険者	35保険者	35保険者
医療情報との突合・縦覧点検実施保険者数	35保険者	35保険者	35保険者

## 8 総合的な地域づくりの推進

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
包括的支援窓口を設置する市町村数	19市町村	—	全市町村
県内路線バス事業者におけるノンステップバスの導入率	68.8%	80%	80%
地域運営組織数	70組織	73組織	73組織以上

## 9 高齢者の生活を支える社会の実現

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
高齢者虐待対応窓口職員向け研修の受講者数（累計:2015 (H27) 年～）	519人	600人	650人
高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率	23%	—	50%

## 2 介護保険施設等の定員総数（再掲）

### (1) 施設サービスの必要入所定員総数

- 今後の入所者の見込みや各保健福祉圏域間の均衡等に配慮し、必要入所定員総数を定めています。

#### 【県全域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	7,901	7,912	7,892	7,892
介護老人保健施設	4,140	4,020	4,020	3,970
介護療養型老人保健施設	69	69	69	69
その他の介護老人保健施設	4,071	3,951	3,951	3,901
介護医療院	193	313	313	313
必要入所定員総数の合計	12,234	12,245	12,225	12,175

#### 【村山圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	3,657	3,657	3,657	3,657
介護老人保健施設	1,490	1,490	1,490	1,490
介護療養型老人保健施設	29	29	29	29
その他の介護老人保健施設	1,461	1,461	1,461	1,461
介護医療院	18	18	18	18
必要入所定員総数の合計	5,165	5,165	5,165	5,165

## 【最上圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	880	880	880	880
介護老人保健施設	390	390	390	390
介護療養型老人保健施設	0	0	0	0
その他の介護老人保健施設	390	390	390	390
介護医療院	0	0	0	0
必要入所定員総数の合計	1,270	1,270	1,270	1,270

## 【置賜圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,539	1,539	1,519	1,519
介護老人保健施設	1,097	1,057	1,057	1,007
介護療養型老人保健施設	0	0	0	0
その他の介護老人保健施設	1,097	1,057	1,057	1,007
介護医療院	117	157	157	157
必要入所定員総数の合計	2,753	2,753	2,733	2,683

## 【庄内圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,825	1,836	1,836	1,836
介護老人保健施設	1,163	1,083	1,083	1,083
介護療養型老人保健施設	40	40	40	40
その他の介護老人保健施設	1,123	1,043	1,043	1,043
介護医療院	58	138	138	138
必要入所定員総数の合計	3,046	3,057	3,057	3,057



## 【中核市（山形市）（参考）】

（単位：人）

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,296	1,296	1,296	1,296
介護老人保健施設	429	429	429	429
介護療養型老人保健施設	29	29	29	29
その他の介護老人保健施設	400	400	400	400
介護医療院	18	18	18	18
合計	1,743	1,743	1,743	1,743

(2) 特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数

- 特定施設である軽費老人ホーム及び有料老人ホーム等の必要利用定員総数です。
- 特定施設のうち、要介護者のみ入居可能なのが介護専用型、それ以外が混合型になります。介護専用型で定員が29人以下のものは地域密着型特定施設となります。

【県全域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,592	1,621	1,641	1,641
計	1,610	1,639	1,659	1,659

【村山圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	970	999	999	999
計	988	1,017	1,017	1,017

【最上圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49	49	49	49
計	49	49	49	49

【置賜圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	174	174	194	194
計	174	174	194	194

## 【庄内圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	399	399	399	399
計	399	399	399	399

## 【中核市（山形市）（参考）】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	484	484	484	484
計	502	502	502	502

### 3 山形県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱・名簿

#### 山形県高齢者保健福祉推進委員会設置要綱

##### (目的)

第1条 人口の急速な高齢化が進行する中で、県内の高齢者に係る保健、医療、福祉サービスの総合的な推進方策とその実施水準を明らかにするとともに、これを質的、量的に確保するために必要な諸施策の方向性を示し、もって県民すべてが心豊かに支え合う高齢社会づくりに資する事項を協議検討するため、山形県高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山形県老人保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 山形県介護保険事業支援計画の策定に関する事項
- (3) 両計画の実施状況に関する事項

##### (組織等)

第3条 委員会は、以下に掲げる者を委員とする20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療関係者
  - (3) 福祉関係者
  - (4) 介護保険被保険者代表者
  - (5) 介護保険保険者代表者
  - (6) その他山形県健康福祉部長が必要と認める者
- 2 委員会には、座長を置く。
  - 3 座長は、委員の互選により選出する。

##### (幹事会)

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は山形県健康福祉部長寿社会政策課長の職にある者を、副幹事長は山形県健康福祉部健康福祉企画課長の職にある者をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の業務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 7 幹事会に、個別の事項を検討するために幹事長が必要と認めたときは、検討会を置くことができる。

##### (事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部高齢者支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、山形県健康福祉部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成11年3月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

## 山形県高齢者保健福祉推進委員会名簿

□ 委員

(敬称略)

役職	氏名	所属	所属役職名
委員	中 目 千 之	一般社団法人山形県医師会	会 長
	土 門 宏 樹	一般社団法人山形県歯科医師会	会 長
	若 月 裕 子	公益社団法人山形県看護協会	会 長
	柿 崎 明 美	公益社団法人山形県栄養士会	会 長
	高 橋 俊 章	一般社団法人山形県理学療法士会	顧 問
	佐々木 大 輔	山形県老人保健施設協会	会 長
	玉 木 康 雄	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	会 長
	高 野 則 夫	山形県民生委員児童委員協議会	会 長
	長谷川 大 輔	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会	会 長
	大 江 祥 子	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会	副 理 事 長
	高 橋 英 一	一般社団法人山形県介護支援専門員協会	副 会 長
	佐々木 利 典	一般社団法人山形県介護福祉士会	会 長
	佐 藤 ひ と み	公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部	世話人副代表
	佐 藤 考 弘	山形市長（山形県市長会）	会 長
	岸 部 滋	一般社団法人山形県老人クラブ連合会	会 長
	横 尾 成 美	学校法人富澤学園東北文教大学短期大学部現代福祉学科	教 授
	阿 曾 里 美	篠田総合病院県認知症疾患医療センター	公認心理師
	佐 竹 正 子	支えあう地域づくりなないろの会	代 表
	伊 藤 茂	特定非営利活動法人あじさい	理 事

□ 幹事

	堀 井 洋 幸	健康福祉部	部 長
幹 事 長	板 垣 洋 子	健康福祉部高齢者支援課	課 長
副幹事長	高 梨 和 永	健康福祉部健康福祉企画課	課 長
幹 事	楨 英 毅	みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課	課 長
	大 内 皓 介	みらい企画創造部総合交通政策課	課 長
	岩 瀬 一	防災くらし安心部防災危機管理課	課 長
	東 海 林 靖 志	防災くらし安心部消費生活・地域安全課	課 長
	菅 原 正 春	健康福祉部医療政策課	課 長
	谷 嶋 弘 修	健康福祉部地域医療支援課	課 長
	鈴 木 由 美 子	健康福祉部地域福祉推進課	課 長
	音 山 優 子	健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課	課 長
	保 科 孝 宏	健康福祉部障がい福祉課	課 長
	高 橋 文 夫	産業労働部雇用・産業人材育成課	課 長
	佐 藤 泰 宏	県土整備部建築住宅課	課 長
	鏡 明 子	村山総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課	課 長
	大 場 知 恵	最上総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課	課 長
	高 村 和 宏	置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	課 長
	菅 原 貴 久 磨	庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	課 長